

尾張地域水循環再生地域協議会設置要綱

(目的)

第 1 尾張地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、尾張地域水循環再生地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の行う協議・活動)

第 2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

(構成)

第 3 協議会は、別表 1 に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県等の関係機関で組織する。

(運営)

第 4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。

(行動計画作業部会)

第 5 行動計画の策定を効率的に行うため、協議会に行動計画作業部会を設ける。

- 2 行動計画作業部会は、別表 2 に掲げる者をもって構成するものとし、作業部会長及び副部会長を置く。
- 3 作業部会長は、環境部水地盤環境課長を、副部会長は建設部河川課長をもって充てる。
- 4 作業部会は、作業部会長が招集する。

(外部関係者の出席)

第 6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。

別表1

尾張地域水循環再生地域協議会

区分	所属	役職等
座長	名古屋工業大学	助教授 秀島栄三
事業者・県民・民間団体	愛知西農業協同組合	組合長
	あいち知多農業協同組合	組合長
	豊浜漁業協同組合	組合長
	木曾川漁業協同組合	組合長
	名古屋商工会議所	専務理事
	常滑商工会議所	専務理事
	愛知用水土地改良区	理事長
	矢田・庄内川をきれいにする会	会長
	大山川を愛する市民の会	世話人代表
市町村	名古屋市	環境局長
	一宮市	市長
	瀬戸市	市長
	春日井市	市長
	津島市	市長
	犬山市	市長
	常滑市	市長
	江南市	市長
	小牧市	市長
	稲沢市	市長
	東海市	市長
	知多市	市長
	尾張旭市	市長
	岩倉市	市長
	日進市	市長
	愛西市	市長
	清須市	市長
	北名古屋市	市長
	弥富市	市長
	長久手町	町長
	豊山町	町長
	春日町	町長
	大口町	町長
	扶桑町	町長
	七宝町	町長
	美和町	町長
	甚目寺町	町長
	大治町	町長
蟹江町	町長	
飛島村	村長	
国	中部地方環境事務所	環境対策課長
	中部地方整備局庄内川河川事務所	所長
	中部地方整備局名古屋港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	管理部長
県等	尾張事務所	所長
	海部事務所	所長
	知多事務所	所長
	尾張農林水産事務所	所長
	海部農林水産事務所	所長
	知多農林水産事務所	所長
	尾張建設事務所	所長
	一宮建設事務所	所長
	海部建設事務所	所長
	知多建設事務所	所長
	河川工事事務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長
	名古屋港管理組合	企画調整室長

※名古屋市は、「なごや水の環(わ)復活プラン」所管局長が構成員。

別表2

尾張地域水循環再生地域協議会行動計画作業部会

区分	所属	役職等
事業者・県民・民間団体	愛知西農業協同組合	企画課長
	豊浜漁業協同組合	参事
	名古屋商工会議所	基盤整備グループ長
	愛知用水土地改良区	管理部長
	矢田・庄内川をきれいにする会	会長
	大山川を愛する市民の会	清水委員会委員長
市町村	名古屋市	関係課長
	一宮市	関係課長
	春日井市	関係課長
	津島市	関係課長
	東海市	関係課長
国	中部地方整備局庄内川河川事務所	副所長
	中部地方整備局名古屋港湾事務所	企画調整課長
県等	尾張事務所	環境保全課長
	海部事務所	環境保全課長
	知多事務所	環境保全課長
	尾張農林水産事務所	農政課長
	海部農林水産事務所	農政課長
	知多農林水産事務所	農政課長
	尾張建設事務所	建設第二課長
	一宮建設事務所	建設第二課長
	海部建設事務所	建設第二課長
	知多建設事務所	建設第二課長
	河川工事事務所	工務課長
	建設部	河川課長
	環境部	水地盤環境課長
	名古屋港管理組合	環境保全センター所長